

手術に関する事項について

「医科点数表第2章第10部手術の通則の4に掲げる手術」（令和6年厚生労働省告示）により該当する手術の実施件数（令和7年1月1日から令和7年12月31日の間）は以下のとおりです。

- ◆治療的角膜切除術 9件
（エキシマレーザーによるもの、角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る）
- ◆内皮移植加算（角膜移植） 0件
（水泡性角膜症の患者に対して、角膜内皮移植を実施した場合）
- ◆羊膜移植術 0件
- ◆緑内障手術（流出路再建術）（眼内法） 46件
- ◆緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術、プレートのあるもの） 1件
- ◆緑内障手術（濾過胞再建術）（needle法） 12件
- ◆網膜再建術 0件

2026.1.1

多根記念眼科病院